

令和5年度ふくしまユニバーサルデザイン推進会議 議事録

日時：令和5年8月21日（月）

14:00～15:30

場所：福島県自治会館1階

消費生活センター研修室

○出席委員（敬称略）14名

齊藤 充弘、市岡 綾子、田中 伸宜、久保 彰、原 美幸、内藤 三千男、面川 平六、岡崎 立郎（オンライン）、栗村 幸、神尾 孝弘、冨樫 美保、佐藤 磨美、元木 孝子、佐藤 功

○欠席委員（敬称略）6名

鈴木 秀明、渡辺 富子、渡邊 いづみ、渡部 靖雄、緑川 武男、西川 しのぶ

○庁内総括ユニバーサルデザイン推進リーダー

（欠席：総務部、企画調整部、企業局、監査委員事務局）

1 開会

2 あいさつ

生活環境部長あいさつ

任期中の委員改選があったため、事務局より神尾孝弘委員の紹介

3 議題

議題(1) ユニバーサルデザイン推進状況について（報告）

（齊藤会長：議長）

議題（1）ユニバーサルデザイン推進状況について、令和4年度の実績について、事務局より説明をお願いいたします。

（事務局）

※資料1、2により令和4年度の取組について主なものを説明

（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。この進捗状況につきましては、あらかじめ委員の皆様から御意見等いただいておりますので、それが資料1-1と、資料2-1のほうにまとめられており

ます。質問や意見を求められている部分もありますので、この点につきまして事務局から説明をお願いしたいと思います。資料の順番に従いまして、担当課さんごとに説明をお願いしたいと思います。

では、資料1-1につきまして、男女共生課さんよりお願いいたします。

(男女共生課)

それでは御説明を申し上げます。資料1-1を御覧いただき願います。

意見No.①についてですが、前回記載いたしました年代の割合について、数字を訂正させていただきます。10代から20代が36.4%、30代から40代が26.6%、50代から60代が29%となっております。なお70代以上は31.6%でございます。こうした若年層と高齢者層がやや相対的に高いというところではありますが、若年者層に対しては学校教育などの効果が現れているもの、あるいはその高齢者層につきましては、既設の福祉施策の浸透など、そういう身近に接する場面が、多いことなどが要因の一つに考えられるものと考えております。

こちら目標値の80%に向けまして、様々な分野における一層の取組が必要であることから、全ての世代に向けて、多様性社会形成セミナーあるいはそのユニバーサルデザインの体験学習会などを通して、意識の醸成を図ってまいります。

男女共生課の担当につきましては、以上でございます。

(齊藤会長)

続きまして、教育庁さんよりお願いいたします。

(教育庁)

意見No.②の部分になります。個別の教育支援計画の引継ぎ率でございますが、数値が下がっているのですが、実は文部科学省のほうで、令和3年度から令和4年度にかけて調査時期が変更になりました。令和3年度までは10月1日現在でしたが、令和4年度については、5月1日現在となっております。従いまして、その間の半年間のブランクというものが、この数値に現れているのかと思います。

個別の教育支援計画を引継ぐためには、児童生徒の保護者、それから先生方のしっかりとした理解、納得による引継ぎということが必要になりますので、数値は低くなっておりますが、その部分は勘案しながらこの数値を見ていただければと思います。

なお、担当課の会議等のほうにございますように、実際の児童生徒の個別の教育支援計画の作成率は、ほぼ100%になっております。直近で96.4%ということで、ほぼ100%に近い状態になっておりますので、今後もこの取組事例など、示しながら作成を促して支援をしてまいりたいと思います。また、保護者、それから本人がしっかりと説明を聞いて、納得した上で引継ぎを、そして活用が出来るように、理解を高めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(齊藤会長)

続きまして、危機管理部さんよりお願いいたします。

(危機管理部)

危機管理部でございます。意見No.③になります。

御意見2つほど頂戴しておりますが、まず始めの避難行動要支援者個別支援計画策定市町村数でございますが、令和2年の時には39市町村ございましたが、これが今の数字ですと33に減っているということでございます。この理由につきましては、令和3年5月に災害対策基本法が改正されまして、具体的なその計画に定める項目というのが国から示されております。元々39市町村、策定していますと回答いただいていたところではございますが、国の示す項目を網羅していない市町村も一部ございましたので、令和3年、4年と、実績としては32市町村、33市町村ということで検証している形になっております。

また、後段の意見でございました、いわゆる各市町村の策定率、策定をいかに支援していくかというところでございますけれども、国の方で毎年調査を実施しております、各市町村で計画を策定しなければならない方に対してどれだけ策定しているかということを追跡しておりますので、我々もそういう数字を確認しながら、市町村の進捗状況に応じまして、県としても、市町村支援を今現在行っているというところでございます。

以上でございます。

(齊藤会長)

続きまして、商工労働部さんよりお願いいたします。

(商工労働部)

資料2ページ目、意見No.④、民間企業における障がい者実雇用率について、回答いたします。福島労働局の発表では、令和4年6月1日時点の障がい者雇用率は、福島県知事部局で2.67%、福島県教育委員会で1.89%、市町村等で2.23%となっております。

また、代理雇用、いわゆる障がい者雇用ビジネスについては、福島労働局へ確認したところ、今後実態の把握に努めていくという旨の回答をいただいております。

商工労働部からの回答は以上になります。

(齊藤会長)

続きまして、土木部さんよりお願いいたします。

(土木部)

意見No.⑤に関しまして、土木部の回答は、指標がこのように推移した要因を、以下のとおり修正します。県営住宅の内部改善事業アクションプログラムの年次計画に基づき、令和4年度の予算を計上しました。また、工事については、入居者への説明会を開催し、理解が得られたので実施することが出来ました。バリアフリー化率の向上にもつながっております。

続いて、意見No.⑧に関しましてですが、土木部では、下線部のように追記しております。

福島県無電柱化推進計画に基づき、電線地中化の整備を進めております。令和4年度では、0.58キロメートル、580メートルを整備いたしました。

続いて、意見No.⑨。こちらに関しても、下線部の通り追記しております。やさしい道づくり推進事業全体計画に沿って、歩道の整備を進めております。令和4年度は400メートルを整備いたしました。

以上です。

(齊藤会長)

続きまして、保健福祉部さんよりお願いいたします。

(保健福祉部)

保健福祉部でございます。意見No.⑥、やさしさマーク交付件数についてでございます。まず、目標値を設定した背景根拠として、条例の制定時から20年間の交付件数の平均が17件/年間であったこと、また当時は、年間件数が30件を超える年があったことから、高い目標値となっているところが背景としてございます。御意見にありますとおり、公益的施設の新築だけを対象とした場合、近年の交付件数は、2、3件となっております。達成は出来ていない状況でございます。今後といたしましては、まずは関係機関と連携して様々な機会をとらえて、制度の普及啓発を図ってまいります。その上で既存施設を対象とすることが出来るか出来ないかについても検討してまいりたいと考えております。

続きまして、意見No.⑦、思いやり駐車場でございます。廃止した施設の状況としましては、厳しい社会情勢により、店舗の統廃合が進んでいることなどが施設数の減につながる要因の一つになっていると考えております。必要な駐車場を確保出来るよう制度の周知に努めまして、新設される施設や既存の未協力施設に対して、制度への協力を継続して呼びかけてまいりたいと考えております。

(齊藤会長)

以上、資料1-1について御説明いただきました。続きまして、資料2-1について説明をお願いいたします。

まず男女共生課さんよりお願いいたします。

(男女共生課)

資料の2-1を御覧いただきたいと思っております。2ページの意見No.⑥でございます。NPOなど、県以外の団体への情報提供等の取組につきまして、パネルやUD製品の貸出しにつきましては、昨年度実績はございませんでした。また、パンフレットの提供数につきましては、くらしと環境の県民講座で94部、福島民報社主催のSDGs博で200部、そしてUD体験学習会で13部となっております。

男女共生課の担当については以上でございます。

(齊藤会長)

続きまして、教育庁さんよりお願いいたします。

(教育庁)

意見No.①につきましては、各学校とございますが、各学校は、小中高になっております。総合的な学習の時間、探究の時間等で、学校の実情に合わせながら、先生方がしっかりとユニバーサルデザインについて、生徒達に教えているというような状況でございます。

意見No.②。ピュアハートサポートプロジェクト、道徳教育などにつきましても、これも小中高全てにおいて実施しております。

それから、意見No.③。地域学校協働本部につきましてはですが、コーディネートを行った件数ということですが、なかなかコーディネートの件数が把握出来ない状況でございますので、補助事業の活用市町村について記載しております。

令和4年度40市町村で、県教委の補助事業を活用し、52の地域学校協働本部が設置されているという状況でございます。

意見No.④。こちらは、小中の学校になります。

以上でございます。

(齊藤会長)

続きまして、保健福祉部さんよりお願いいたします。

(保健福祉部)

保健福祉部でございます。意見No.⑤でございます。障がい者計画推進事業、行政用語の見直しでございますが、行政用語の見直しにつきましては障がいのある方に対して差別偏見を助長する場合にその都度見直しを行っているところでございます。具体的には、障害者というような表現があった場合は、障害のある方とか、「害」を平仮名に直して障がいのある方とするなど、細かいところも含めて見直しさせていただいております。細か過ぎる部分もありまして、件数等は正確に把握してないというところでございます。今後も、障がいのある方の差別偏見を助長するおそれのある行政用語が見受けられる場合には、見直しを図ってまいりたいと考えております。

なお、令和4年度は、県内の一部の市町村において精神障がいのある方への議会等への傍聴や施設の利用を制限する旨の規定が見受けられ、障がいのある方に対する差別と考えられるため、市町村に対して見直しを図るように通知しているところでございます。

御意見を踏まえまして、次年度以降記載方法等も含めて検討させていただければと考えております。

続きまして、意見No.⑦福祉避難所指定促進でございます。

福祉避難所における物資・機材の事前配備状況につきましては、毎年度調査を行いまして、県のホームページにおいて公表しているところでございます。当該調査時に開設訓練の必要性等を周知しているところでございますが、御意見を踏まえまして、各市町村における設置状況の広報等をさらに呼びかけてまいりたいと考えております。

また、避難誘導につきましては、市町村が作成する要支援者個人ごとの避難場所、避難経路等をまとめた個別避難計画の作成支援に取り組んでいるところでございます。

続きまして、意見No⑨、自殺対策でございますが、コロナ流行以降、女性や若者の自殺者が増加傾向にあるところでございます。女性と若者に向けて、ウェブ広告を活用した相談窓口発信ということで、ホームページ検索サイト等で自殺とか死にたいとか、そういう言葉を入れるとウェブ広告で自殺の相談をするダイヤルが表示されるような広告の取組をさせていただいているところでございます。また、ストレスケア相談会も実施しておりますところでございます。今後も継続して自殺対策に努めてまいりたいと考えております。

意見No⑩、点字図書館の関係でございます。点字図書館の令和4年度事業概要は記載のとおりでございます。利用登録者852名、貸出数23,065点、製作点字刊行物等数349点となっております。

続きまして、意見No⑪、差別解消推進事業でございます。差別解消調整委員会につきましては、差別解消相談で解決出来なかった事案が発生した場合に開催することとしておりまして、これまで対象となった事案はございません。

相談事案につきましては、今年度実施した自立支援協議会差別解消支援部会で提供した主な相談事案に関する資料の概要版を提供させていただくということで資料を添付しているところでございます。

以上でございます。

(齊藤会長)

続きまして、こども未来局さんよりお願いいたします。

(こども未来局)

こども未来局でございますが、意見No⑧になります。講習会・研修会の地域の寺子屋の開催回数が分かるという御指摘でした。次回からですね、初めから回数のほうを記載するようにしたいと思います。申し訳ございません。令和4年度の実績としましては、寺子屋セミナー、寺子屋を実際に実施する側の研修会ということがありますけれども、これが6市町で6回、実際の寺子屋交流会ということで実施された回数が6市町で13回というふうな実績になっております。

以上です。

(齊藤会長)

続きまして、土木部さんよりお願いいたします。

(土木部)

土木部です。意見No⑬、復興公営住宅整備促進事業につきまして、事業費がかかったように記載されていたのですが、改めましてこちらの事業は実施しておりません。事業費の支出もございませんので、誤りです。申し訳ございません。

続いて、意見No⑭につきまして、各事業について事業費のほうの記載がありましたが、件数

のほうが不明示でしたので、この場で回答させていただきます。①交付金事業の道路・交通安全に関しては、12件、②交付金事業の道路・交通安全の再生・復興部門は3件、③やさしい道づくり推進事業に関しては4件、④交付金事業、道路交通安全の地域活性化、地活といわれるものは2件、最後、⑤補助事業費の道路に関しては16件行っております。

以上です。

(齊藤会長)

続きまして、警察本部さんよりお願いいたします。

(警察本部)

警察本部です。まず意見No.⑮、LED信号機の設置状況と計画についてです。

こちらにつきましては、令和4年度末現在において、車両用灯器及び歩行者用灯器合わせて全体の58.9%がLED化されております。信号機用電球が令和9年度末で製造中止になることを受け、全箇所がLED信号機になるように、計画的に整備を進めてまいります。

続きまして、意見No.⑯、音声機能付き信号機設置状況、そのほか高度化PICS対応信号機の整備導入状況等についてです。まず、音声機能付き信号機の設置状況についてです。令和4年度末現在におきまして、視覚障がい者用付加装置、これにつきましては、ピヨピヨといった鳥の鳴き声などでお知らせするものになりますが、257基整備、音響式歩行者誘導装置、こちらについては、信号が青になりましたといった音声でお知らせする装置になりますが、130基整備。歩行者用支援装置PICS、こちらにつきましては、白杖の反射を感知して、交差点名や信号の表示状態をお知らせするものになりますが、こちらは11基整備されております。

続いて、高度化PICS対応信号機整備導入状況等についてです。県内において、高度化PICSの設置はありません。今後地域の実態に応じて設置について検討してまいります。

最後に、老朽化等に対する対応についてです。保守委託業者による点検を実施しており、その結果に基づき計画的に修理等を実施してまいります。

以上です。

(齊藤会長)

ただいま駆け足で資料1-1と2-1を使いまして、あらかじめ提出いただきました御意見に対する説明等行っていただきました。

全体を通しまして、皆様から改めて御意見、御感想でも結構ですので、何かありましたらお願いいたします。

(佐藤功委員)

警察本部の方にお伺いです。先ほど一番最後にお話いただきました高度化PICS。対応信号機のことですが、現状で全国的に見ると宮城県が一番多く設置されているんですね。福島県は残念ながら1台もないということで、当然この高度化PICS対応の信号機についての利便性等というのは周知の事実かと思いますが、設置についての予算化とか、それから今後どういうふうに進捗、進めていく政策がおりなのかどうかお伺いしたいと思います。

(警察本部)

宮城県に導入されていることについては承知しております。繰り返しにはなってしまうのですが、今後は、地域の実態、こちらに依拠して設置について検討してまいります、という形になります。

以上です。

(齊藤会長)

ありがとうございました。よろしいですか。

(佐藤功委員)

高度化P I C Sについて、その利便性が高いんですね。ピヨピヨカッコウの一般的な音声ガイダンス付きのという、例えば、夜中にピヨピヨカッコウと駄目だから、それを外せみたいな要望が出たりとかあるのですが、高度化P I C Sですと、近くに対象者が来たらそれを動かして、例えば手元のスマホで情報が聞ける。今赤です、こっち行く時にもうすぐ青になります、青になりました。それで渡り切れない時はもうちょっと延ばして、みたいなことは出来るんですね。今、視覚障がい者でもスマホをお持ちの方ってかなり多くなってまして。それを利用することってというのは、凄く有益だということになってきつつあるのですが、残念ながら福島県の中にはないんですね。いろいろ難しい問題があるというふうにお聞きしたのですが、何とかですね、県内でそういう利便性が高くなるような施策を積極的に、例えばこれ、警察本部だけの問題ではないような気がするんですね。障がい者福祉のユニバーサルな環境整備ってということに関しても、十分関すべきことだと思いますので、ぜひぜひ積極的に事業化していただくとありがたいと思います。

以上でございます。

(齊藤会長)

そのほか、どんなことでも結構ですので、お気づきの点があればお願いいたします。

ウェブで御参加いただいている岡崎委員、お願いいたします。

(岡崎委員)

知的障がいの方が通所されている施設で勤務している岡崎ですが、私のほうで質問させていただきたいところにつきまして、先ほど別紙資料2-1のNo.⑩参考資料という形でこちらの資料、読ませていただきました。内容的には、障がい者への差別がそれなりにあるようですね。6件ですかね、内容を読ませていただきましたが、やはり不当な差別的な取り扱いということであったり、多いのが合理的配慮の不提供というところが企業にタクシー会社さんにしてもそうですし、病院さん、あと会社、あとは就労系の障がい関係の事業所では、どうしてこれをするのかなというふうに思いました。学校関係とか、来年6年4月から国のほうで出されている差別解消に向けての方針のところ、合理的配慮の義務化というのが来年4月から民間にも導入され、施行されることとなります。今まで努力義務ということだったので、出来ればという範囲だったと思うのですが、この辺の周知を図っていただき、各学校、企業、きちんとしてい

かないと、これからもこういう問題が起きるのかなと思いましたが、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

(齊藤会長)

そのほか、いかがでしょうか。この後今年度の事業概要についても御説明いただきますので、何かあればお受けしたいと思えます。先に進めさせていただきたいと思えます。

それでは令和5年度の主な事業概要について事務局よりお願いいたします。

(事務局)

※資料3により令和5年度の取組について主なものを説明

(齊藤会長)

こちらにつきましても、あらかじめ委員の皆様にご覧いただいた上で御意見等いただいておりますので、それを資料3-1に取りまとめております。では資料3-1に基づきまして、各課より説明をお願いしたいと思います。

まずは男女共生課さんよりお願いいたします。

(男女共生課)

男女共生課からは意見No.①、全体をとおしてというところでございます。PDCAを回していく、そういった反省や課題等を踏まえながら、よりよい成果を上げるような取組についてという御意見を頂戴しました。まさしくその通りであると感じております。いただいた御意見を踏まえ、改善してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(齊藤会長)

続きまして、教育庁さんよりお願いいたします。

(教育庁)

意見No.②でございます。障がいがある方への差別偏見をなくすために、特別支援学校以外の学校にも広く子どものうちから関わる場面を増やすなど、一緒に過ごして将来一緒に地域で生活することが当たり前になるという、岡崎委員のお考え、私たちも大変必要なことだと思っております。回答といたしましては、先ほどの事業説明にもございましたように、今年度、特別支援教育アドバイザーを、県立の特別支援学校10校の地域支援センターのほうに配置しております。就学前から卒業までの特別な支援が必要な児童生徒への支援をサポートしているところです。この特別支援教育アドバイザーは、特別支援学校に配置されておりますが、相談の内容や、学校の要請に応じて、幼稚園、小中高等学校への支援も行うようになっておりまして、それぞれの学校に派遣されてアドバイザーから、いろいろな御助言をいただいているということになります。引き続き、学校や市町村教育委員会とのニーズに応えられるような体制を維持

してまいりたいと思います。

以上でございます。

(齊藤会長)

続きまして、文化スポーツ局さんよりお願いいたします。

(文化スポーツ局)

文化スポーツ局スポーツ課でございます。意見No③、スポーツから始める共生社会実現プロジェクトについてでございます。障がい者スポーツに関する備品の新規購入、それから審判員の養成に係る人材の発掘、育成について御意見を頂戴しております。私ども文化スポーツ局では、県の障がい者スポーツ協会とともに、障がいのある方もない方も一緒にスポーツを楽しむことが出来る共生社会の実現を目指しまして、障がい者スポーツの普及に取り組んでいるところでございます。御意見いただきました障がい者スポーツ用具の貸出につきましては、障がい者スポーツ協会におきまして、最近認知度が高まっております、例えば、ボッチャ競技のための用具でありますとか、競技用の車椅子などを協会が購入いたしまして、様々なイベント、それから体験教室、あるいは学校での事業などに貸し出し、現在活用していただいているところでございます。県の障がい者スポーツ協会におきましては、用具を購入し、貸し出しを行っているという状況でございます。用具を購入する場合の補助でありますとか、リースでの貸し出しというのは特に行っておりません。あくまで用具の貸出ということでございますので、借り受け希望の団体等の方々は借るため、それから返却のために、わざわざ、県庁まで来ていただくということが必要になりますし、貸し出しという都合上、特定の団体の皆さんに長期間貸し出すというのも非常に困難な状況となっております。現状といたしましては、あくまでも障がい者スポーツに触れていただくそのきっかけづくりを、中心的な目的としてやっておりますので、例えば、先ほど申し上げたボッチャでありますとか、新たに注目されてきている競技でありますとか、あと使用頻度は低いですが、高価な用具でありますとか、そういうものを総合的に勘案しながら、我々としては対応しているところでございます。

県としてどのような用具を整備するかにつきましては、今回委員から貴重な御意見をいただきましたので、我々としても障がい者団体の皆様の御意見も伺いながら検討、研究してまいりたいと考えております。

次に審判員の養成についてでございます。審判員の養成につきましては、現在、各競技団体が担っております。ただそれについては、十分満たしていない、不足しているというのは、障がい者スポーツ全般の課題であるというふうに我々も認識をしているところでございます。文化スポーツ局におきまして、障がい者スポーツの裾野を広げるということで、日本障がい者スポーツ協会という国の団体がありますけれども、そちらのスポーツ協会認定の資格であります。初級の障がい者スポーツ指導員の資格取得に向けた講習会というのを開催しております。例年20人から30人ぐらいの方々に新たに資格を取得していただいております。ただこの資格もあくまでも障がい者の方が安心してスポーツに取り組める必要な知識を身につけていただくということで、障がい者スポーツ全般を対象にしておりまして、特定の競技の審判員を養成するところまでは残念ながら至っていないというのが現状でございます。競技の審判

員の養成につきましては、その必要性は十分我々としても認識しておりますので、委員の御意見を参考に、今後検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

(齊藤会長)

最後に、危機管理部さんよりお願いいたします。

(危機管理部)

危機管理課でございます。意見No.④でございます。避難行動要支援者個別避難計画の作成についてでございますが、現在26市町村が未作成となっております。ここでこの策定が進まない理由につきまして、市町村から意見を聞きますと、職員のノウハウがない、時間が足りない、というような意見もございましたので、県では昨年度、担当職員の負担を軽減することを目的としまして、エクセルを使って計画をつくれるような支援ツールを作成したところでございます。このツールの中では、委員の意見にもありますが、地域ごとの災害リスクを分析して優先して取り組む地域はどこだということを決めるところから始めるようにしております。国の方でも、おおむね5年程度で計画を作成するよというを言っておりますので、なるべく災害リスクの高い地域を優先して計画的に全市町村が計画策定に取り組めるように、支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(齊藤会長)

ただいま、資料3-1につきまして、担当ごとに御説明いただきました。それに対しまして、皆様から何か御意見、御感想でも結構ですので、ありましたらお願いしたいと思います。

(市岡副会長)

今見ましたら令和4年度もそうだったので、その前からもそうだったのかなというふうに思ったのですが、施策No.⑩の未来へつなぐ子育て・教育充実事業、教育庁さんのですね。施策No.⑫のふくしまの誰一人取り残さない教育体制整備事業の金額が全く同じで、書いてある内容も多分ほぼ同じ。坂下と滝根のモデル校というのが、去年はNo.⑩のほうに書いてあって、今年もNo.⑫のほうに書いてある。形だけが違うというふうに今思っていて、なぜここに来て注目したかという、モデル校はどうやって決めたのかという質問をしようと思って、令和5年度はどうなっているのかと思ったら、No.⑩には書いていなくてNo.⑫に書いてあって、金額を見たら同じだなということに気がついて。良く分からなかったもので、そこについて御尋ねしたいということです。よろしく申し上げます。

(齊藤会長)

教育庁さんよりお願いしたいと思います。

(教育庁)

内容的に同じですので、多分3ページのほうが古い事業名になっていると思います。確認をして後ほど回答させていただきたいと思いますが、新規のこの誰一人取り残さない教育体制整備事業のほうが正しいのではないかと思います。大変失礼いたしました。

こちら特別支援教育センターの研究事業でございますので、例えば長期研究員とか、ここで研究にあたられている先生方の所属校など、あとは協力してくださる市町村との関係によってモデル校指定されているのではないかと思います。はい、大変申し訳ございませんでした。

(市岡副会長)

ということはNo.⑩とNo.⑪は全く同じ事業ですね。

(教育庁)

はい。

(齊藤会長)

よろしいですか。はい、ありがとうございます。

その他、資料1-1、2-1に戻っていただいても結構ですので、今日御説明いただいた資料も含めまして、何かお気づきの点がありましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。どのようなことでも結構ですので何かお気づきの点あればお願いしたいと思います。

たくさんあってなかなか理解も伴わないところもあるかと思いますので、この後も何かお気づきの点があれば事務局のほうに遠慮なく意見等を提出いただければと思います。この場ではよろしいでしょうか。では次第を先に進めさせていただきたいと思います。

議題(2) 今後のユニバーサルデザイン推進に向けた取組について (意見交換)
--

(齊藤会長)

続いて議題(2)に入らせていただきます。今後のユニバーサルデザイン推進に向けた取組についてということで、これについて意見交換を行いたいと思います。

特に最初のほうにありました、UDの考え方の普及啓発が進んでいないという実態と今後どうしたらいいかということで、様々な事業が資料1、2、3を通しまして説明いただきましたが、そこから課題も見えてきているかと思いますので、ユニバーサルデザインを推進することと、あとは何より福島県をより良くすることとに繋がっていきますので、忌憚のない御意見をいただければと思います。

まず始めに自由に発言いただきたいと思います。御発言いただける方、挙手いただければと思いますが、いかがでしょうか。

田中委員どうぞ。

(田中委員)

私どものNPOの活動のことに、ちょっとお話をさせていただきます。私どもまちづくりという観点から、いろいろな活動を行ってまいりましたが、いわゆる点でやっていることをどのように面に広げていったら良いのかということが課題の一つでございました。

その中で注目しているのは、山形県の天童温泉の事例です。天童温泉は、地域を挙げてUDに取り組んでおりまして、令和3年から実施した事業、イノベーションが今年それが完成いたしました。観光庁の補助金を使いながら、総額15億2,000万円の予算で完成しております。どうしてそのようなことを地域ぐるみでできたのかなど、やろうとしたのかなどということをお伺いのですが、各旅館さんが、いわゆる旅行難民と言われている高齢者の方、あるいは障がいを持っている方が、全国で20%ぐらい旅行諦めていると言われております。そういった人達のために、自分達のことを考えるとまだまだ至らない点がいっぱいあると。まず足腰の弱い方とか車椅子の方をどのようにもてなしたらいいかということ、地域ぐるみでやろうということから始まったそうです。

この事業ですごいなと思うのは、やはり面で展開しているんですね。もちろん温泉組合、それから山形大学、それから銀行、それから天童市、タクシー会社、社会福祉法人、こういった組織をまとめて、この事業をやっています。例えば、タクシー会社では、車椅子に対応した観光周遊バス。これの実証実験をやっています。山形大学は何をやっているかということ、宿泊された方達の満足度調査をやっています。社会福祉法人のほうにはどういうお願いをしているかということ、各旅館が旅行介助士の研修を行っています。つまり、ハードをつくってもソフトが伴わなければ、どうにもならないわけですね。天童温泉は自分のところだけではなくて、そういったバスを使って銀山温泉までのツアーを作ったりとか、一つのエリアにとどまらないで、山形の中でのエリアを拡大して、旅行したいという方を呼び寄せようとしています。

もう一つ、これすごいなと思ったのは、9つの旅館がこれに賛成してやっているのですが、規模も違うし、方向性も違う、価値観も違う、そういった旅館が全部まとまってやっているんですね。飯坂温泉で言いますと、吉川屋さんと聚楽さんとかわせみさんが一緒にやっているようなもので、これはなかなかハードルの高いことだなと思います。

このようなことは福島県でも出来ないのかなど考えておりまして、いろいろな温泉組合の方にこれから御相談をしようかと思っております。やはりこのようなことというのは、やろうと思う人も大事ですが、情報をまとめていくという必要がございますので、このUDの中でも障がいを持たれた方も団体の方もいらっしゃいますし、いろいろな方がいらっしゃいますので、そのような問題を背負うような役割を、ぜひこの会でやっていただけたらありがたいなと思っています。特に県にはそういうこともお願いしたいと思っております。以上です。

(齊藤会長)

その他、どんなことでも結構ですので情報共有していただければと思います。

岡崎委員お願いいたします。

(岡崎委員)

今お話のあった天童温泉というか山形の旅行関係者の方ですね、障がいある方などを旅行難

民という形で、いろいろな形でサポートしながら旅行にという話だと思いますが、福島市のコラッセ1階のところにバリアフリースターセンターというところがあって、そこにサトウさんという窓口の方がいらっしゃると思うのですが、福島には実は梁川に障がい者の旅行を考える会、サトウタカヒロさんという方が代表でやられている団体があって、そこで障がいある方のツアーを企画したりとか、旅行会社さん、JTBさんとかいろいろところと企画をしてハワイへ毎年、ここ3年コロナになってからはなかなか企画しても難しいですという話をされていましたが、福島市内も実はそういう団体があって、障がいのある方、高齢者の方で、なかなか旅行に行きにくいという方をサポートしてくださる。その後ボランティアさんも研修会を行いながら養成をしていますという形で、取り組んでいらっしゃるところがありましたので、一応情報という形でのお話をさせていただければと思います。

私達、障がい者福祉連絡協議会、福島市も50ぐらいの団体が加盟している組織がありますが、知的障がいと身体障がいと精神障がいある方の三つの団体で作っている団体で、車椅子の方でもハワイに行けますよという形で、サトウタカヒロさん御自身がお仕事で怪我をされて車椅子になって、もうほとんど全介助でないと旅行へは行けないという方なのですが、その方が中心となって、障がいのある方の旅行を考えるというところを全国的に交流を持ちながら取り組んでいるお話も伺っていましたので、もし良ければそう思っただけの発言をさせていただきました。

以上です。

(齊藤会長)

その他の委員の皆様方からどのようなことでも結構ですので、この場でのちょっとした情報共有も含めまして、御意見等いただけたらと思いますけども、いかがでしょうか。

(岡崎委員)

もう一つ続けてもよろしいですか。

(齊藤会長)

はい、どうぞ。

(岡崎委員)

例えばですが、今お話をさせていただいた、障がい者の旅行を考える会、サトウさんという方が御自身で立ち上げをされてやってらっしゃる団体なのですが、そういうところにこのユニバーサルデザイン推進会議の方で何か補助をしながらサポートしていく事も可能でしょうか。例えば今お話が出ていたサトウさんの話では土湯温泉の若旦那衆の方との連携をとりながら、バリアフリーの話で、花見山にも一緒に同行しながら、ここにこういうのがあったら良い、ここら辺がバリアフリーだともっと観光しやすいという話もいろいろされていますし、伊達市の地域福祉計画策定委員もされております。県でも何かそういうバックアップということは可能なのではないでしょうか。予算的なところもあると思うのですがいかがでしょうか。

(齊藤会長)

何かそういった制度やバックアップ、支援体制など、事務局の担当の方で、もしありましたらお願いしたいと思います。

(男女共生課)

考え方の普及ということで、市と連携しながら、例えば、県のセミナーで普及啓発をする時の一つのモデルとして御紹介をさせていただくことも考えられます。また、県を經由して人権啓発に関する国の委託事業があり、その中でユニバーサルデザインのワークショップについて事業構築を福島市と協議しながら検討していくことも可能かと考えております。その先のいろいろなハード整備といったところは、それぞれの分野の事業において考えていくことになるかと思えます。

(齊藤会長)

岡崎委員いかがでしょうか。今の説明に対しまして。

(岡崎委員)

ありがとうございます。より多くの方にユニバーサルデザインの活動を周知していただいたりとか、より多くの方が社会参加しやすいという方向に繋がっていければ良いのかなと思えますので、参考にさせていただければありがたいなと思えました。毎月1回、障連協という団体で、福島市内、県北までなのですが、そういう話し合いもしたものですから、実際サトウさんの御意見で、トランスパックさんという旅行会社では、先日福島市内にアメリカ対日本の女子ソフトボールがあづま運動公園でありましたけれど、会場でやる時の、例えば車椅子の方は、バスで移動するのにバスがなかなかない、外国から来た選手で交通手段がなかなかないという中では、福島交通で1台、郡中で1台しか車椅子対応のバスがないという話があって、しかも福島市は大分古くなっていて、なかなか予算的にも維持することが難しいという話もあって、そうすると車椅子の方が福島に来ていただいても移動する手段がなかなかないというところで、旅行会社さんやバス会社さん、いろいろなところを回って、リフト付きのバスをトランスパックさんのところへ導入していただいたという話もありましたので、ひとつそういう手助けというか、皆さん参加しやすい形になればいいなと思えます。ありがとうございます。参考にさせていただきます。

(齊藤会長)

そのほか、いかがでしょうか。富樫委員お願いいたします。

(富樫委員)

ユニバーサルデザイン・結の富樫です。よろしく申し上げます。御承知のように来春から、合理的配慮の義務化が施行されますが、それによって大小問わず全ての事業者をカバーするというので、特にお客さんと直接対応する職種の方々にとっては、これは理解しておかなければならないことだと考えますが、その件につきましての周知あるいは普及啓発に関して、どの

ようになっておりますでしょうか。

(齊藤会長)

これも事務局で回答いただける方がおりましたらお願いしたいと思います。

(保健福祉部)

保健福祉部でございます。今手元に資料がないものですから、戻りまして確認させていただいた後、改めて御回答させていただきます。申し訳ありません。

(齊藤会長)

後ほどの御回答お持ちいただきたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。この会議は年1回の開催で、せつかくの機会ですので、どのようなことでも結構です。この後皆様のそれぞれの地域や職場に戻られた時にもこういったことを普及啓発していくということもお願いしたいと思いますので、それを皆さんで取り組んでいく上での課題やこの場で共有しておいた方が良いということがありましたら、ぜひお願いしたいと思います。

(岡崎委員)

すみません、もう一つよろしいでしょうか。出席者の方の名簿を見させていただいたのですが、私も含めてですが、この中に障がいがある方、車椅子の方だったりとか高齢者の方というかわゆる当事者という方はいらっしゃるでしょうか。

(齊藤会長)

いらっしゃると思いますが、何か。

(岡崎委員)

いらっしゃるのであれば良いなと思って。やはり権利条約のメインは、私達のことは私達抜きにしないでと、決めないでということだったので、やっぱり当事者の方が参加していただくこの会議の方がより実態に合った御意見を直接いただけるのかなと。第三者から見たユニバーサルデザインと当事者から見たユニバーサルデザインというところに、ちょっと違いもあるのかなと思ったので。すみません、そういう意味でした。

(齊藤会長)

佐藤委員から何か。

(佐藤功委員)

岡崎委員ありがとうございます。僕視覚障がい者で身体障がい者2級、弱視で色覚障がいもあります。昨年僕の方で発言させていただいた色覚障がいのある者にとって、段差というのはかなり苦しいものだというような話をさせていただいて、特に県庁の庁舎でこんなところがあ

りましたよというような御指摘をしたところ、資料2-1の意見No.⑦参考資料ということで、御提示いただいたものを御覧いただきたいと思います。2か所ですね、階段の段差のところを分かりやすくしていただいたというので提示していただきました。

先ほど岡崎委員の方から御指摘いただいたように、色覚障がい者がこれをどういうふうに見るかということ当事者としてちゃんと検証して、ということで、先ほど事前に実際にこれ改修していただいたところを拝見しました。これは有り難くて、おかげさまでこれだったら大丈夫だなということを確認出来ましたので、まず御報告させていただきますが、昨年ここに来る時にひっくり返りそうになった場所というのは残念ながら改善されていなかったんですね。この入り口が正面入り口ではなくて東側の入り口の小さい方の出入口がありますが、あそこを出たところに段差があります。写真を撮ってきたのですが、皆さんに見ていただくことは難しいかと思いますが、帰りでも確認していただきたいです。

その段差が僕には見えないんですね。多分そこでひっくり返りそうになったような気がするのですが、いろいろなところをこのように配慮していただいてということですけど、予算の都合とかいろいろ御事情もありますので、なかなか難しいところもあると思いますが、実質上に即した、その当事者がどのように感じるとか、そういうことというのを検証しながらこの実際に対応していくということをしていただくことが凄く重要だと思い、今そんな話をさせていただきました。ありがとうございます。

(齊藤会長)

貴重な御意見、御指摘ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。
栗村委員お願いいたします。

(栗村委員)

意見だけ共有させていただきたいのですが、差別について、中学生に差別について聞いたところ、障がい者への差別についての認識はありましたが、外国人とか別の国籍を持っている方とか別の国の血が流れている方とかへの差別の認識は特にありませんでした。外見で判断されとか、そういうことももちろんありますが、我々外国国籍をお持ちの方だけではなくて、私達と日本人の間に生まれる子まで差別が行きます。聞いた話としては、一つ共有させていただきたいのですが、日本人と外国人の間に生まれた子ですが、日本で育ちまして日本の国籍しか持っていない。日本の学校を通して日本語しか喋れない。基本的に日本人です。その親は片方外国人なのですが、その親も自分の国籍を捨てて日本国籍を取った方でした。それにも関わらず、その子は警察官を目指していたが親が海外で生まれたから警察官にはなれない。というふうに言われたようです。表にはそのルールは全くないのですが、実際にはなれないというようなことを聞いております。考えていただきたいところですが、表に対して、差別とかはしてないですよと言っても、実際のところ差別を広めている可能性がありますので、再度、そういう細かいところでもありますが、外国人、外国人の子供への差別も認識していただければと思います。

(齊藤会長)

これも貴重な御意見ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。今後もこういった情報共有を図りながらより一層連携を深めながら、ユニバーサルデザインの推進とその先にあります、より良い、より住みやすい福島県の創造に向けまして皆様の御協力をお願いしたいと思います。

併せまして今日、たくさんの御意見御指摘をいただきましたので、担当事務局の皆様におかれましては、ぜひ積極的に今後の取組に反映していただくことをお願いしたいと思います。

議題(3) その他

- ①UD推進パートナーの募集について
- ②UD出前講座について
- ③多様性・ユニバーサルデザイン理解促進事業について
- ④人権への気づき推進事業（人権啓発スペシャルマッチ）について
- ⑤ふくしまUDメールマガジンについて

(齊藤会長)

では議題(3)その他について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

※資料に基づき、①～⑤を説明

(齊藤会長)

今の件に関しまして、御質問等あればお願いしたいと思います。

全体を通しまして、何か改めてありましたらお願いしたいと思います。特によろしいでしょうか。それでは重ねてですけれども、今後もユニバーサルデザインの推進に関しまして、皆様からの御協力をお願いさせていただきます。以上で議事を終了したいと思います。進行に御協力いただきましてありがとうございました。

5 閉会